

(別紙 2) グループホームに適用される主な防火・避難関係規定の概要 (共同住宅の住戸(床面積 200 m<sup>2</sup>以下)を活用する場合)

※以下の規定はあくまで一部ですので、寄宿舍(グループホーム)への用途変更に際して改修が必要となる内容等は必ず建築士にご相談ください。

建築基準法	規定の内容	
	寝室と避難経路の防火区画※1	寝室と寝室、寝室と避難経路とを耐火性能を有する壁で区画し、その壁を天井裏又は小屋裏まで到達させる。
	内装の不燃化	コンロ(IHを除く)など、火気を使用する部屋の壁と天井を燃えにくい材料(準不燃材料)で仕上げる。
	煙を排出するための窓※2	すべての居室において、天井から下方 80cm 以内にある開放できる窓の面積を各居室の床面積の 1/50 以上確保する。
	避難経路の安全性の確保※3	居室(寝室除く)と避難経路に非常時に点灯する照明を設置する。

※1: 以下の A、B、C のいずれかを満足する場合、適用除外となります。

A	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積 200 m<sup>2</sup>以下の階又は床面積 200 m<sup>2</sup>以内ごとに準耐火構造の壁等で区画した部分であること。</li> <li>自動スプリンクラー設備を設けること。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室の床面積が 100 m<sup>2</sup>以下の階又は居室の床面積 100 m<sup>2</sup>以内ごとに準耐火構造の壁等で区画した部分であること。</li> <li>各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器を設置すること。</li> <li>以下の①②のいずれかを満足。</li> </ul>
①	各居室から直接屋外等*に避難ができるもの。
②	各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま、障子等を除く。)等で区画されており、各居室の出口から屋外等*に歩行距離 8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は 16m)以内で避難できるもの。
C	<p>強化天井の措置を講じる。 (天井に強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものを設け、区画貫通処理等を講じる。)</p>

\*屋外等: 屋外、避難上有効なバルコニー又は 100 m<sup>2</sup>以内ごとの他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員 50cm 以上の通路その他の空地に面するものに限る。)

※2: 準耐火構造の床もしくは壁又は防火設備で区画された部分でその床面積が 100 m<sup>2</sup>以内であれば適用除外となります。

※3: 採光上有効な開口部を有した居室で各部分から一定の距離以内で屋外への出口等へ避難できる場合や 30 m<sup>2</sup>以下の居室は適用除外となります。(避難経路は必要)

## 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例

規定の内容		
廊下幅の確保※	各階における居室の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以下の場合	片側に居室がある場合、廊下幅を 0.9m 以上とする。 両側に居室がある場合、廊下幅を 1.2m 以上とする。

※以下のすべてを満たす場合、適用除外となります。

(1)	耐火建築物、準耐火建築物等である。
(2)	寄宿舍部分と他の用途の部分が防火区画されている。(建築物の一部をグループホームの用途に供するものに限る。)
(3)	床面積 100 m <sup>2</sup> 以下であり、かつ、寝室の数が 4 以下であること。

※ 計画のご相談、その他お問合わせは・・・

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
建築安全係（三宮国際ビル5階 ㊟窓口）まで  
電話 078-595-6561